

規制の事前評価書

法律又は政令の名称： 自然公園法の一部を改正する法律案
 規制の名称： 利用のための規制の強化
 規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
 担当部局： 環境省自然環境局国立公園課
 評価実施時期： 令和3年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

自然公園法においては、国立公園等に係る利用に関する規制として、特別地域等において国立公園等の利用者に著しく迷惑をかける行為等をしてはならないこととされている。一方、国立公園等においては、野生動物への餌付け等の行為により、一定の場所に誘引されたり、人に対する警戒心が低下してしまうことにより、公園利用の場所に現れることによって、国立公園等の利用上の支障が生じる事態が発生しているが、野生動物への餌付け等の行為については、現行の自然公園法においては規制がされていない。当該行為に対する規制を行わない場合には、野生動物が人の利用する空間に、より一層容易に出没することにつながり、それにより国立公園等の利用に支障を生ずる事態が発生することとなる。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及びその発生原因】

①のとおり、野生動物の生態に影響を与える餌付け等の行為により、野生動物が人の利用する空間に、より一層容易に出没することにつながり、それによって国立公園等の利用に支障を生ず

る事態が発生することとなる。

[規制以外の政策手段の検討]

原因を解決するに当たっては、野生動物への餌付け等の行為を行わないように、普及啓発、行政指導により対応する政策手段が考えられる。しかし、これらの普及啓発、行政指導を行ったとしても、当該行為を行わないことについては行為者の判断に委ねられ、当該行為が行われる場合には、野生動物による人や所有物への被害等の国立公園等の利用上の支障の発生を十分に防止できないことが見込まれることから、規制手段の採用が妥当である。

[規制の内容]

国立公園等に係る利用のための規制の対象行為に、野生動物に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で政令で定めるものであって、国立公園等の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うことを追加し、国又は都道府県の職員の指示を行ったにもかかわらずこれに従わずにみだりに当該行為を行う場合には罰則の対象とすることとする。当該規制の導入により、野生動物による人や所有物への被害を防止し、野生動物による国立公園等における利用上の支障に係る事態の発生を防止が図られ、国立公園等の安全かつ円滑な利用が確保されることとなる。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

国立公園等の利用における一定の行為を行わないこととするものであり、これにより代替行為が発生するものではないことから、当該規制に伴う遵守費用は発生しないものとする。

行政費用については、以下の事項が想定されるが、現行の自然公園法に基づく制度運用等とともに行われることが想定される。

- ・普及啓発に係る費用：野生動物への餌付け等の行為に係る規制について、公園利用者に対して広く周知・広報を行う必要が生じる。周知・広報手段としては、行政機関のホームページへの掲載、各国立公園等のビジターセンターや観光案内所における掲示や資料配布等が想定される。
- ・規制に係る事務費用：規制の運用として、当該行為を行っている者に対する自然公園法に基づく指示等を行う必要が生じることとなる。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(対象外)

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

規制の導入により、野生動物による人や所有物への被害を防止し、野生動物による国立公園等における利用上の支障に係る事態の発生を防止が図られ、国立公園等の安全かつ円滑な利用が確保されることとなる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

野生動物による国立公園等の利用上の支障及び国立公園等の安全かつ円滑な利用に係る金銭価値化は行われていないため、定量的な記載は困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、

これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

(対象外)

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

副次的な効果として、野生動物の生態への人為的な悪影響を低減させ、生物多様性の確保に寄与し得る。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

上記2～4のとおり、効果（便益）を金銭価値化することは難しいものの、当該規制の導入によって、野生動物による人や所有物への被害等を防止し、国立公園等の利用に支障を生ずる事態

の防止が図られ、国立公園等の安全かつ円滑な利用が確保されることとなることから、明らかに効果（便益）が費用より大きいと考えられるため、当該規制を導入することが妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

当該規制の代替案としては、次のような代替案が想定される。

[代替案の内容]

野生動物の出没が見込まれる時期として、環境大臣が指定する時期に限定して、改正案と同様の規制を置くこととする。

[費用]

・ 遵守費用

遵守費用は発生しないと考えられる。

・ 行政費用

改正案と同様の行政費用が発生することに加え、以下の費用が追加的に発生することが想定される。

普及啓発に係る費用：当該規制対象区域においてその規制時期を明示する必要があるため、公園利用者に対して広く周知・広報を行う必要が生じる。周知・広報手段としては、行政機関のホームページへの掲載、各国立公園等のビジターセンターや観光案内所における掲示や資料配布等が想定される。

規制に係る事務費用：適切な規制時期を決定するための検討を行うにあたり、野生動物の出没状況に係る生態調査等を実施するための費用が生じることが想定される。

[効果（便益）]

当該規制の導入によって、一定の効果が見込めるものの、野生動物の出没時期については気候変動等、様々な要因によって変化が生じることが想定される。事前に十分な調査を行った上でその規制時期を決定したとしても、これらの要因も踏まえて当該野生動物の出没時期を正確に予測することは困難であると考えられ、仮に環境大臣が指定する期間以外で当該野生動物が出没し、これらの野生動物に対して餌付け等の行為が行われた場合には、当該行為に対し指示を行うことができないことから、野生動物による人や所有物への被害を防止し、国立公園等の利用上の支障の発生を十分に防止することができないおそれがある。

[規制の新設案と代替案の比較]

今回の改正案と代替案を比較した場合、いずれの案についても遵守費用は発生しないと考えられ、また、行政費用について金銭価値化を行い比較することは難しいものの、代替案においては、

野生動物の出没時期を事前に正確に予測することが困難であり、仮に環境大臣が指定する時期以外に野生動物が出没し、これらの野生動物に対して餌付け等の行為が行われた場合には、当該行為に対し指示を行うことができないことから、野生動物による人や所有物への被害を防止し、国立公園等の利用上の支障の発生を十分に防止することが可能であるとは言い難く、今回の改正案は、妥当なものであると言える。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

当該規制案については、中央環境審議会自然公園等小委員会における4回の検討会、パブリックコメントを経て、令和3年1月26日の会議において取りまとめられた、1月29日付けの答申「自然公園法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について」の内容に基づいて立案している。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

当該規制については、自然公園法の一部を改正する法律案附則第3項において法施行後5年経過時に見直す旨が規定されているため、施行から5年経過後に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- ・ 行政費用：当該規制対象行為に関する、自然公園法第 37 条第 2 項に基づく指示の件数
- ・ 効果（便益）：国立公園等における、当該規制対象の行為に係る野生動物による人や所有物への被害件数